

平成20年4月  
スタート→

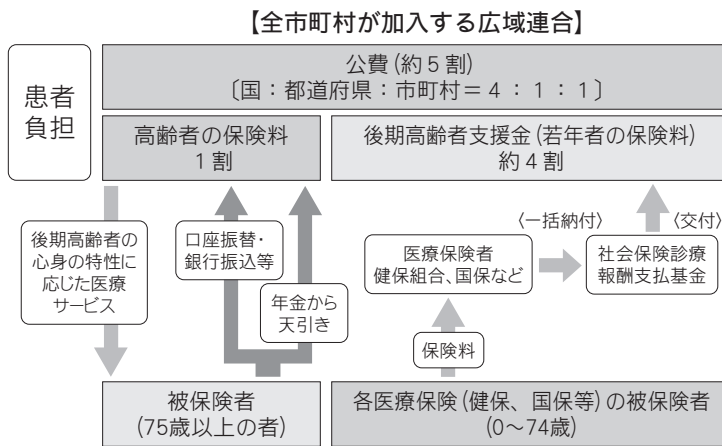
# 後期高齢者医療制度のご案内

## ●対象となる人

- 沖縄県内に住む、75歳（※一定の障害がある人は65歳）以上の人全員が新しい制度の対象です。  
※現在、障害認定を受けている人は、引き続き広域連合の認定を受けたものとみなされます。ただし、障害認定を受けている75歳未満の人は、認定を取り下げることができます。（認定を取り下げる申請は、各市町村窓口へ）
- 新しい被保険者証が1人に1枚交付されます。（平成20年3月に対象者へ交付します。）
- お医者さんにかかるときの窓口負担は、これまでの老人保健制度と変わりありません。
- 沖縄県内の全ての市町村が加入する、「沖縄県後期高齢者医療広域連合」と「市町村」が協力して運営します。

## ●運営のしくみ

- 後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、公費（国・県・市町村）が約5割、現役世代からの支援（各医療保険の被保険者）のほか、高齢者が保険料（1割）を納めることとなります。



### 広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料額の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

- 保険料の決定
- 被保険者の認定
- 健診事業の実施
- 医療の給付

### 市町村が行うこと

住所変更や給付申請などの届出窓口になります。保険証の引渡しや保険料の徴収を行います。

- 保険証の交付
- 加入や脱退の届け出の受付
- 各種申請の受付
- 保険料の徴収

## ●保険料

- 被保険者一人ひとり皆様に、納めていただきます。
- 保険料額は、各都道府県の広域連合で下記の方法を組合わせて個人ごとに決まります。

$$\text{保険料} = \text{均等割額 (被保険者1人当たりいくらかと計算)} + \text{所得割額 (被保険者の所得に応じた計算)}$$

## ●保険料の納め方

- 保険料の納付方法は原則として年金（年額18万円以上の方）から徴収（天引き）されます。
- 年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等によりお住まいの市町村へ個別に納めます。

## ●被扶養者の経過措置と軽減措置

- これまで被用者保険（会社などの医療保険）の被扶養者であった人については、平成20年4月から9月までの半年間保険料が免除され、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は9割を軽減されます。また、その後も被保険者となったときから2年間経過するまでは、保険料の均等割額が半額となります。

## 沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番（うるま市役所石川庁舎3階） TEL：098-963-8012

## 大会開催 社明大催

# 深夜はいかい防止、 飲酒運転根絶、 未成年者の飲酒防止

沖縄県において青少年の深夜徘徊や、未成年者の飲酒等が深刻な問題となつていて、ことを受けて、「社会を明るくする運動及び未成年者飲酒防止、飲酒運転根絶、一斉行動町民大会」が12月18日、具志頭中学校で執り行われ約350人が参加しました。各団体を代表し決意表明が行われ青少年の深夜徘徊防止、飲酒運転根絶、未成年者の飲酒防止を町民が一体となり決意しました。



## 新春 走り始め大会



新たな年を迎えるにあたり、健康の増進、生活を明朗にし、スポーツの振興を図ることを目的にした新春走り始め大会が1月6日に開催され、約200名が参加しました。これまで八重瀬町役場本庁舎をスタート・ゴールとしていましたが今回は、場所を具志頭運動公園競技場に変更し新たな走路で行われました。参加者たちは、2 km、3 km、5 km、10 kmとそれぞれのペースで新たな年と共に走り抜きました。また、走り終えたあとには、みんなで臼を囲んで楽しく餅つきをしました。

## 平成20年 新春走り始め大会結果

各学年、一般の男女別の一位は次のとおりとなっています。

区分	氏名
小学校	1年男子 2 km 當山 十和
	1年女子 2 km 諸見里 みゆ
	2年男子 2 km 牧野 将大
	2年女子 2 km 玉榮 可歩子
	3年男子 2 km 神里 祐哉
	3年女子 2 km 金城 りな
	4年男子 2 km 比嘉 龍寿
	4年女子 2 km 中山 美可子
	5年男子 2 km 禰覇 盛斗
	5年女子 2 km 新垣 ひびき
	6年男子 2 km 當山 元和
	6年女子 2 km 小渡 樹莉
中学校	男子 5 km 神谷 貴弘
高校	男子 5 km 久手堅 秀誓
一般	女子 3 km 友利 末子
	男子 5 km 仲宗根 朝吉
	男子 10 km 野原 圭太
壮年	男子 5 km 中村 一幸



## AED(自動体外式除細動器)を8台購入、 小中学校に設置

えを完全にしたい」とありさつが、今後は、操町では、操作方法について島尻消防から指導を受けながら安全対策に努めてまいります。



毎年5月に日本赤十字社沖縄県支部が町内世帯や一般企業を対象に行っている募金を活用し八重瀬町がAED(自動体外式除細動器)を8台購入したことを受けて、町内の小中学校に設置してほしいと贈呈式が12月19日役場本庁舎で行われました。AEDの設置は町内の全小中学校に6台と公共施設に2台となっています。贈呈式には、小中学校の校長先生が集まる中、代表して宜野座隆東風平中学校長先生が、AEDの操作法を職員に早め覚えてもらい子どもたちの万が一の備えを完全にしたい」とありさつが、今後は、操町では、操作方法について島尻消防から指導を受けながら安全対策に努めてまいります。